

米子市景観計画

平成21年11月

米子市

米子市景観計画

- 目 次 -

- 1 目的
- 2 良好な景観の形成に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 2 号関係）
 - （ 1 ）景観形成の基本的な考え方
 - （ 2 ）景観形成の施策方針
 - （ 3 ）行為規制の実施
 - （ 4 ）公共事業における景観形成
- 3 景観計画の区域（景観法第 8 条第 2 項第 1 号関係）
 - （ 1 ）景観計画区域
 - （ 2 ）景観形成重点区域
- 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係）
 - （ 1 ）届出を要する行為及び規模要件
 - （ 2 ）景観計画区域における制限
 - （ 3 ）景観形成重点区域における制限
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関係）
 - （ 1 ）景観重要建造物の指定方針
 - （ 2 ）景観重要樹木の指定方針
- 6 景観重要公共施設の整備方針（景観法第 8 条第 2 項第 5 号関係）
 - （ 1 ）道路
 - （ 2 ）河川
- 7 適用

1 目的

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条及び米子市景観条例（平成21年米子市条例第31号）第2条第2項の規定に基づき、本市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定め、これらに基づいて実施される景観形成施策や景観形成活動における市、市民及び事業者の役割を明らかにするものである。

2 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号関係）

（1）景観形成の基本的な考え方

ア 現状認識

本市は、山と海と河川に囲まれ、白砂青松の弓ヶ浜海岸、ラムサール条約に登録された中海、そして背後地には丘陵地や田園地帯など自然景観に恵まれている。また、市内には旧加茂川・寺町周辺地域の街並み、米子城跡、妻木晩田遺跡など、貴重な歴史的景観が残されている。さらに、中心市街地、皆生温泉地区等の都市空間では、社会基盤の整備が進み、全体として山陰地方の中核都市としての自然、歴史、文化、都市機能等の蓄積と潜在力を有している。

イ 基本方針

本市の優れた自然景観と歴史的景観は、豊かな風土と先人の努力により形づくられたものであり、そこで暮らす市民や来訪者に安らぎや潤い、落ち着きや風格を与えてくれる貴重な共有財産となっている。

このような景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、まちなかに四季を感じさせるものを取り入れ、新たな景観を創造していくことにより、さまざまな表情を持つ魅力的なまちづくりを進める。良好な景観を形成するため、市、事業者、市民が、それぞれの役割を果たし、適正に景観形成を推進して行かなければならない。

（ア）市の責務

市は、国及び県と連携し、良好な景観形成に関する施策を総合的に推進するものとするとともに、市民や事業者に対して良好な景観の形成に関する知識の普及、意識の高揚を図らなければならない。

(イ) 事業者の責務

事業者は、自らの業務が良好な景観形成に影響を与えることを認識し、その事業活動を行うに当たり景観形成の必要性についての理解を深め、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市の景観形成施策に協力しなければならない。

(ウ) 市民の責務

市民は、自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、景観形成の必要性についての理解を深め、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市の景観形成施策に協力しなければならない。

(2) 景観形成の施策方針

ア 水辺、田園、山並み等の豊かな自然景観の保全

日本海、中海、日野川、加茂川等の水辺や湊山、壺瓶山、高麗山、大山等の山や山並みは、それ自体が視対象や視点場であり、良好な景観資源であるとともに、市内の景観の借景としての重要な役割を果たしている。

これらの自然景観は、そこで暮らす市民や来訪者に安らぎや潤いを与えてくれる貴重な資源であるため、適切に保全するとともに、これらに対し十分に配慮した景観形成を図る。

イ 歴史的な街並み又は建造物等の保存と活用

旧加茂川・寺町周辺を始めとする街並みや、米子城跡、妻木晩田遺跡等からの眺めは、本市の歴史や文化を感じることのできる資源である。

これらの歴史的景観は、まちに落ち着きや風格を感じさせるとともに、まちの特性を学び、まちづくりを考える上で、貴重な手がかりとなる資源であるため、これらを維持・保存し、後世に伝えるとともに、それらを観て感じられるよう景観形成を図る。

ウ 幹線道路、駅等の主要交通施設とこれに隣接する地域の景観の形成

自動車専用道路、国道、県道、鉄道、米子駅、米子空港等主要な交通施設とこれに隣接する地域は、市民が頻繁に利用し、来訪者の第一印象となる重要な景観である。

これらの主要交通施設とこれに隣接する地域は、まちの顔として、重要であるため、規制・誘導を行い、緑豊かな快適で魅力のある景観形成を図る。

エ 都市機能の中核施設が集積している地域の景観の形成

中心市街地及び皆生温泉地区は、商業・観光・業務地の拠点であり、日常生活や観光で多くの人々が利用し、活動する都市空間である。

これらの地域の生活環境を景観面から向上させることは重要であるため、規制・誘導を行い、緑豊かな快適で魅力のある景観形成を図る。

オ 市民、事業者の景観に対する意識の醸成

良好な景観形成に関する規制・誘導や支援等の施策を実施する上で、市民や事業者の理解や積極的な協力が必要である。情報開示、市民参画の制度を整備し、景観形成を図る。

(3) 行為規制の実施

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらが調和したまちづくりがなされるよう、景観形成に支障となる行為を規制していく必要がある。

そのため、景観形成に支障となりかねない行為について、事前に適切な指導監督を実施できるよう、小規模な行為その他景観に対する影響が軽微な行為を除き、事前届出制度の対象とする。

届出に対する勧告や公表、処分は、人々の生活や経済活動を過度に抑圧することとならないよう、それぞれ定めた基準に基づいて行う。

なお、それぞれの基準は、景観計画区域（景観形成重点地区を除く。）及び景観形成重点地区ごとに定める。

(4) 公共事業における景観形成

国の機関、県、広域行政管理組合等が行う行為については、通知に基づき、小規模な行為その他景観に対する影響が軽微な行為を除いて景観計画に定める基準に適合するよう協議を行う。

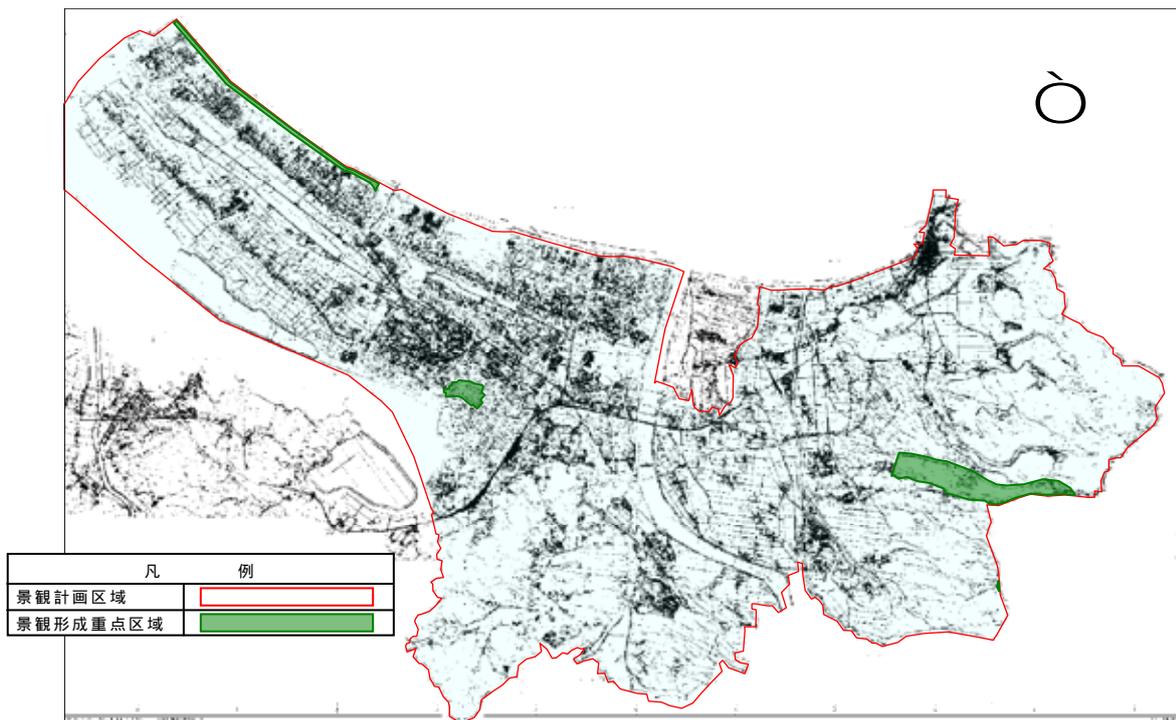
3 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）

(1) 景観計画区域

平成10年制定の「米子市景観形成条例」の適用区域は全市域としていたところ、今後も、景観形成の取組を継続させ、市民及び事業者並びに市が協力して美しい米子を守り、つくり、育んでいくことから景観計画区域を米子市全域とする。

なお、米子市の景観形成上特に重要な地域については、個別に方針や基準を定めるものとする。

米子市景観計画区域図（全体区域図）



（2）景観形成重点区域

ア 指定の方針

景観計画区域のうち、次のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域で米子市の景観形成上特に重要なものの区域とする。

山地、渓谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域

歴史的な建造物、街並み、遺跡、遺構等を有する地域

空間的な広がりのある田園景観又は人家と田園・里山が一体となった古里的景観を有する地域

幹線道路、鉄道、空港、港湾等の主要な交通施設とこれに隣接する地域

都市機能の中核となる施設が集積している地域

観光地又は観光施設が集積している地域

から までに掲げるもののほか、その他良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

イ 景観形成重点区域の指定

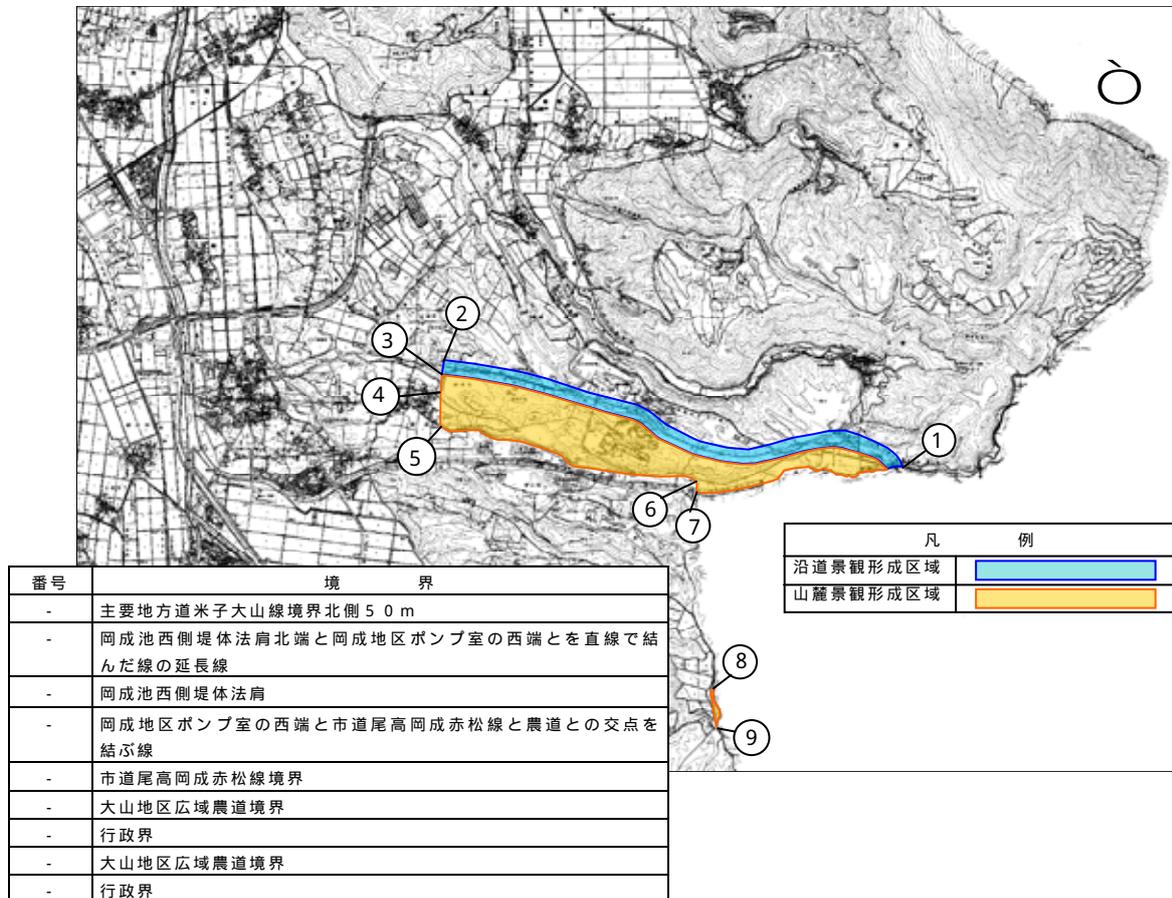
大山景観形成重点区域

本区域は、鳥取県景観計画区域で指定されている大山町、伯耆町及び江府町に渡る景観形成重点区域と隣接して一体的に景観形成を図るべき区域である。米子市の代表的な景観として大山の眺望があるが、その対象となる大山を訪れる際の西側の玄関に当たり、アカマツの優れた沿道景観と岡成池堤からの眺望などの優れた自然景観を有し、平成6年4月15日に鳥取県告示第366号、平成19年9月28日に米子市告示第157号で大山景観形成地域に指定され良好な景観が維持されている。

本区域を、景観形成特性に基づき以下の2つに区分する。

◎沿道景観形成区域・山麓景観形成区域（区域図参照）

大山景観形成重点区域図



景観形成の目標

山麓景観形成区域

豊かな自然とふれあい、憩い、楽しむことができるような景観の形成を目指す。

沿道景観形成区域

沿道の優れた自然景観などを体験することができるような景観の形成を目指す。

景観形成の基本方針

山麓景観形成区域

良好な景観を形成している既存の松林等の樹木の保存に努め、眺望景観の形成を図る。

沿道景観形成区域

公共施設の整備に当たっては、豊かな自然景観と調和するよう配慮する。

弓ヶ浜景観形成重点区域

本区域は、鳥取県景観計画区域で指定されている境港市における景観形成重点区域と隣接して一体的に景観形成を図るべき区域である。市内の主要な幹線道路である国道431号の沿線にはクロマツの林が続いており、白砂青松の美しい景観であり、平成7年8月1日に鳥取県告示第561号、平成19年9月28日に米子市告示第157号で弓ヶ浜景観形成地域に指定され、良好な景観が維持されている。

弓ヶ浜景観形成重点区域図



景観形成の目標

うるおいのある海浜景観の保全を図り、調和のとれた沿道景観の形成を目指す。

景観形成の基本方針

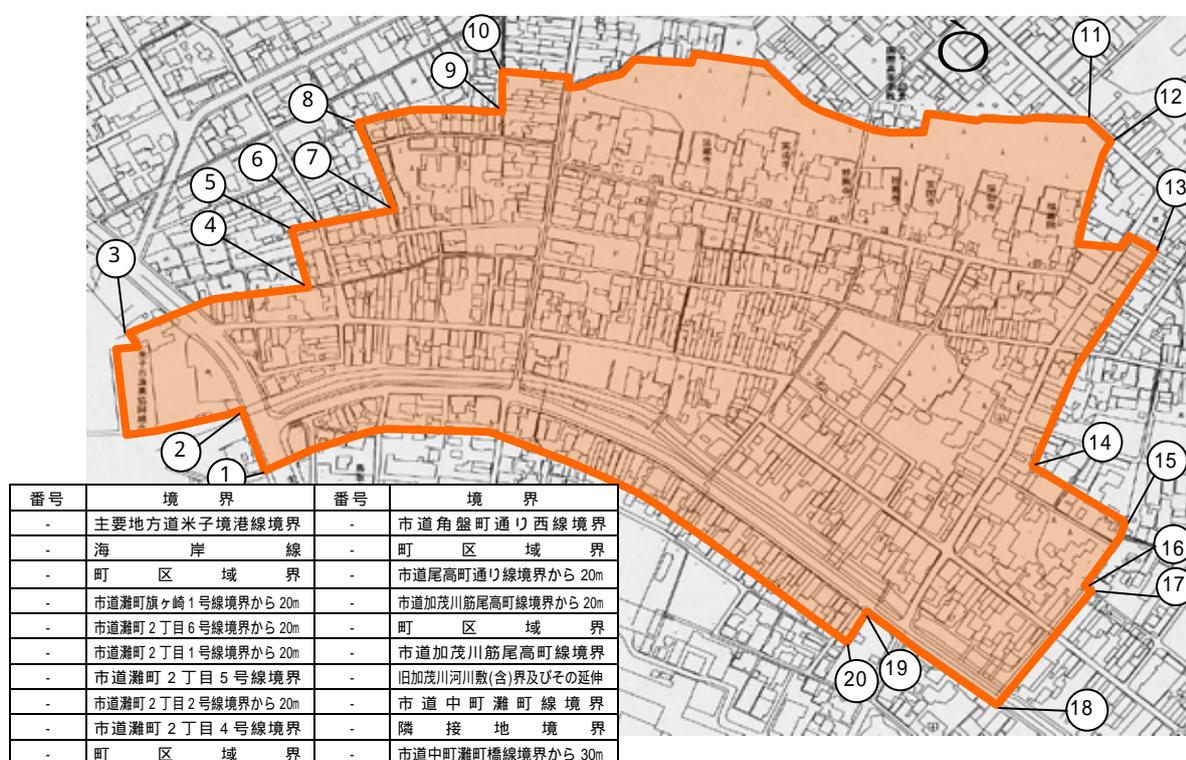
良好な景観を形成している既存の松林等の樹木の保存に努め、美しい海浜景観の形成を図る。

公共施設の整備に当たっては、海浜景観と調和するよう配慮する。

旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域

本区域は、商都米子の基礎を築いたまちであり、重要文化財である後藤家住宅や旧加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、通りに九つの寺が並ぶ寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいを残している区域である。平成11年6月1日に米子市告示第90号で旧加茂川・寺町周辺景観形成地域に指定され、さらに、平成17年4月21日に米子市告示第26号で区域の拡大を行っている。また、景観形成に関する市民団体や協定について米子市の認定を受けるなど地域の景観形成活動が盛んで、良好な景観が維持・整備されている。

旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域図



景観形成の目標

多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観にふれあえるまちを目指す。

景観形成の基本方針

建築物等は、背景となる大山、中海、旧加茂川、歴史的資産及び街並み等の周辺の景観と調和のとれた景観形成を図る。

4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

（1）届出を要する行為及び規模要件

ア 届出対象行為（景観法第16条第1項）

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）（第1号）

工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）（第2号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為（第3号）

米子市条例で定める行為（第4号）

景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条に定めるもののうちから、以下のものを定める。

- 1 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 2 木竹の植栽又は伐採
- 3 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積
- 4 水面の埋立て又は干拓
- 5 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

イ 特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

上記の 及び の行為は、すべて、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とし、形態意匠の制限のうち色彩の規制に適合しない場合は、同項又は同条第5項による措置命令の対象とする。

ウ 届出対象の除外となる行為（景観法第16条第7項）

景観法第16条第7項第1号に掲げるもの
通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
景観法施行令第8条で規定されるもの

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
 - (1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 1から3までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 建築物の建築等
 - イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）で定める工作物を除く。）の建設等
 - ウ 木竹の伐採
 - エ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行規則で定める高さのものを除く。）
 - オ 特定照明
 - (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 建築物の建築等
 - イ 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ウ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - エ 土地の開墾

オ 森林の皆伐

カ 水面の埋立て又は干拓

景観法第 16 条第 7 項第 2 号から第 10 号までに掲げるもの

- 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 2 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- 3 景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 4 景観重要公共施設について、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 5 景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地域をいう。)内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 6 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 7 景観法第 61 条第 1 項の景観地区(8 において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 8 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 9 景観法第 8 条第 3 項第 2 号の制限で景観計画に定められたもののすべてが(地区整備計画(都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する地区整備計画をいう。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 32 条第 2 項第 2 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。)、防災街区整備地区整備計画(同項第 3 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和 55 年法律第 34 号)第 9 条第 2 項第 2 号に規定する沿道地区整備計画をいう。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63

号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。)において定められている場合における地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。)の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

景観法第16条第7項第11号の規定に基づき景観法施行令で定めるもの

- 1 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で同令第23条第3号イ又はロ(同令第25条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で景観法施行令第24条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- 4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

景観法第16条第7項第11号の規定に基づき米子市景観条例で定めるもの

- 1 文化財保護法第43条の2第1項、第127条第1項又は第139条第1項の届出に係る行為
- 2 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第14条

- 第1項又は第34条第1項の許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項（同条例第35条において準用する場合を含む。）又は第35条の6第1項の届出に係る行為
- 3 米子市文化財保護条例（平成17年米子市条例第77号）第12条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為及び同条例第13条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）の届出に係る行為
- 4 別表1に定める行為以外の行為
- 5 景観計画において景観計画区域又は景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為（当該決定又は拡張に係る区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあっては、別表1に規定する景観形成重点区域内に係る規模を超えないのものに限る。）
- 6 設置期間が90日を超えない建築物の建築等（景観法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。）又は工作物（建築物を除く。7において同じ。）の建設等（同項第2号に規定する建設等をいう。）
- 7 建築物又工作物の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- 8 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- 9 米子市景観条例第4条第3号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの
- （1）漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに規定する養殖用作業施設又は同号トに規定する荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
- （2）港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に規定する荷さばき施設又は同項第8号に規定する野積場若しくは貯木場において行われるもの
- （3）都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域において行われるもの
- （4）堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
- （5）堆積の期間が90日を超えないもの
- 10 1から9までに掲げる行為に準ずるものとして米子市規則で定める行為

エ 届出対象行為の規模要件

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為並びに同条第7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為を整理すると、別表1のとおりとなる。

(2) 景観計画区域における制限

景観形成基準

景観計画区域(景観形成重点区域を除く。)における景観形成基準(景観法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。)は、別表2のとおりである。

(3) 景観形成重点区域における制限

ア 大山景観形成重点区域

大山景観形成重点区域における景観形成基準は、別表3のとおりである。

イ 弓ヶ浜景観形成重点区域

弓ヶ浜景観形成重点区域における景観形成基準は、別表4のとおりである。

エ 旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域

旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域における景観形成基準は、別表5のとおりである。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針(景観法第8条第2項第4号関係)

(1) 景観重要建造物の指定方針

次に掲げるすべての項目に該当する建造物

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観の形成に重要なもの又は今後整備するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ウ その所有者又は管理者において、今後、適切に管理される見込みがあ

るものであること。

(2) 景観重要樹木の指定方針

次に掲げるすべての項目に該当する樹木

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ウ その所有者又は管理者において、今後、適切に管理される見込みがあるものであること。

6 景観重要公共施設の整備方針（景観法第 8 条第 2 項第 5 号関係）

(1) 道路

市道寺町通り線の一部を景観重要公共施設と位置付け、整備を行う際は旧加茂川・寺町周辺景観形成重点地域の景観形成の方針に従い、整備を行うものとする。

対象特定公共施設の位置

尾高町 1 1 2 番 1 地先から立町二丁目 8 1 番地先まで（位置図参照）

(2) 河川

旧加茂川の一部を景観重要公共施設と位置付け、整備を行う際は旧加茂川・寺町周辺景観形成重点地域の景観形成の方針に従い、整備を行うものとする。

対象特定公共施設の位置

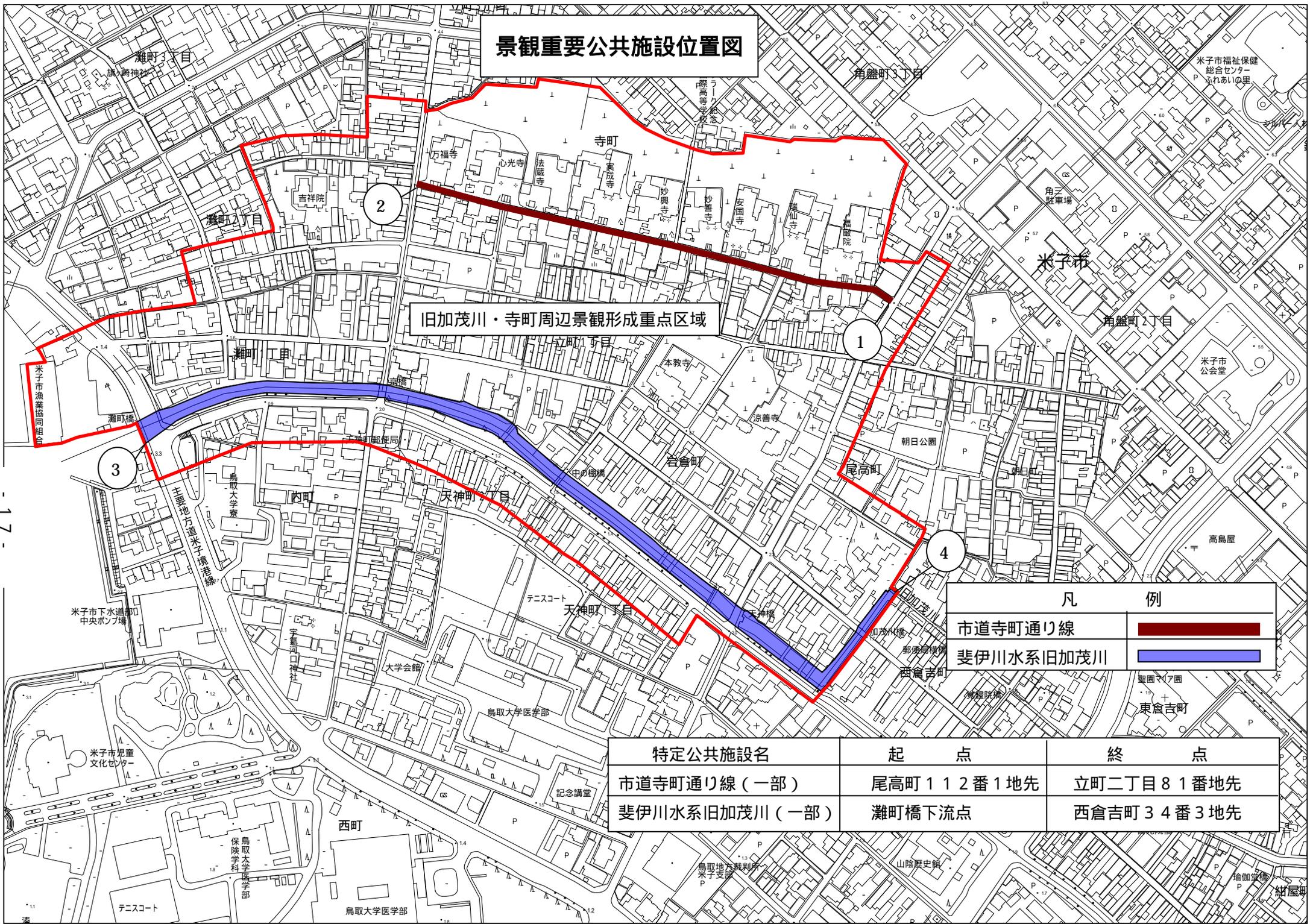
灘町橋下流点から西倉吉町 3 4 番 3 地先まで（位置図参照）

7 適用

本計画は、平成 2 2 年 1 月 1 日から適用する。

景観重要公共施設位置図

旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域



凡 例	
市道寺町通り線	
斐伊川水系旧加茂川	

特定公共施設名	起 点	終 点
市道寺町通り線（一部）	尾高町 1 1 2 番 1 地先	立町二丁目 8 1 番地先
斐伊川水系旧加茂川（一部）	灘町橋下流点	西倉吉町 3 4 番 3 地先

別表 1

届出対象行為

次の(1)から(3)までに掲げる行為のうちそれぞれの表に掲げる規模のものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしなければならない。

(1) 景観法第16条第1項第1号の規定により届出が必要な行為：建築物の建築等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
建築物の新築又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	当該建築物の高さが13m超又は建築面積が1,000㎡超(商業地域等()にあっては、高さが20m超又は建築面積が1,500㎡超)	当該建築物の高さが5m超又は延床面積が10㎡超
対象建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が100㎡超(商業地域等においては、面積が150㎡超)	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10㎡超

商業地域等

都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(2) 景観法第16条第1項第2号の規定により届出が必要な行為：工作物の建設等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域		
<p>工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)</p> <p>煙突、排気塔その他これらに類するもの</p> <p>広告塔、広告板、装飾等その他これらに類するもの</p> <p>電波塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類するもの</p> <p>高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</p> <p>彫像、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>鉄柱、木柱、その他これらに類するもの(に掲げるもの支持物を除く。)</p> <p>観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの</p> <p>コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設その他これらに類するもの</p> <p>污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの</p>	<p>当該工作物の高さが 13m 超 (建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが 5m 超かつ地盤面から上端までの高さが 13m 超)又は築造面積が 1,000 m²超</p>	<p>当該工作物の高さが 5m 超(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが 1m 超かつ地盤面から上端までの高さが 5m 超)又は築造面積が 10 m²超</p>		
		<p>電気供給及び有線電気通信のための電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)</p>	<p>当該工作物の高さが 20m 超 (建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さが 20m 超)</p>	<p>当該工作物の高さが 13m 超 (建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さが 13m 超)</p>

塀、さく、垣(生垣を除く。)擁壁その他これらに類するもの	当該工作物の高さが 3m 超かつ長さが 10m 超	当該工作物の高さが 1.5m 超かつ長さが 5m 超
自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの	当該工作物の高さが 13m 超又は築造面積が 1,000 m ² 超	当該工作物の高さが 5m 超又は築造面積が 10 m ² 超
自動販売機		旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域にあつては 1 台以上
高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの	地上からの高さが 5m 超	地上からの高さが 5m 超
橋りょう、こ道橋、こ線橋その他これらに類するもの	長さが 15m 超	長さが 15m 超 旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域にあつては 2m 超
対象工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積が 100 m ² 超	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積が 10 m ² 超

(3) 景観法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により届出が必要な行為
： 開発行為及び条例で追加する行為

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 超かつ長さが 10 m 超	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m 超かつ長さが 5m 超
木竹の植栽又は伐採	伐採面積が 10ha 超	伐採する木竹の樹高が 10m 超又は伐採面積が 500 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積する物件の高さが 5m 超又はその用に供される土地の面積が 1,000 m ² 超	堆積する物件の高さが 1.5m 超又はその用に供される土地の面積が 100 m ² 超
水面の埋立て又は干拓	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 超かつ長さが 10 m 超	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m 超かつ長さが 5m 超
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが 13m 超	当該照明の対象となる建築物等の高さが 5m 超

別表2

景観計画区域における景観形成基準（景観形成重点区域を除く。）

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。 Ⅰ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 Ⅰ 尾根の近くにあつては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。 Ⅰ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 Ⅰ 植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 Ⅰ 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の建築等又は工作物の建設等	外観	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 Ⅰ 壁面設備、屋上設備等（ ）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 <p style="text-align: center;">「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。</p>	勧告対象
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観と調和した色彩とすること。 Ⅰ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 Ⅰ 外観のベースカラー（ ）は、有彩色に関し、屋根を除き次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文 	変更（原状回復） 命令対象

化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩度	
	商業地域等	その他
0.1R～10R	6以下	6以下
0.1YR～5Y	6以下	6以下
上記以外の色相	6以下	2以下

Ⅰ 屋根のベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩度	
	商業地域等	その他
0.1R～10R	6以下	6以下
0.1YR～5Y	6以下	6以下
5.1Y～5BG	6以下	4以下
上記以外の色相	6以下	2以下

色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。以下同じ。

ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。

Ⅰ 送電又は通信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。

素 材	<p>Ⅰ 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>Ⅰ 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</p>	勧告対象
-----	--	------

	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 当該行為に係る敷地面積が1,000㎡以上にあつては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の3%以上を緑化すること。 ┆ 緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。 ┆ 建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 	勧告対象
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(土石の採取及び鉋物の掘採を除く。)	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象
土石の採取又は鉋物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ┆ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 ┆ 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。 	勧告対象

		<table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	6以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	
有彩色の色相	彩度										
0.1R～10R	6以下										
0.1YR～5Y	6以下										
上記以外の色相	2以下										
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<p>Ⅰ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</p> <p>のり面は、緑化可能な勾配とすること。</p> <p>護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	勧告対象								
特定照明	方法	<p>Ⅰ 特定の対象物を照射するものであること。</p> <p>Ⅰ 対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</p>	勧告対象								

別表3

大山景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないように配慮した位置とすること。 Ⅰ 道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 Ⅰ 山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形をいかすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 Ⅰ 沿道景観形成区域でも尾根の近くにあつては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 Ⅰ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 Ⅰ 植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 Ⅰ 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等（以下「沿道広告等」という。）を除く。）の敷地が幹線道路（県道及び広域農道をいう。）に接する場合は、その境界から山麓景観形成区域にあっては5m以上、沿道景観形成区域にあっては20m以上後退した位置とすること。 Ⅰ 沿道景観形成区域内の建築物及び山麓景観形成区域内の専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物（以下「住宅等」という。）は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 	勧告対象

	<ul style="list-style-type: none"> 1 山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 5m以上離れた位置とすること。 									
規 模	<ul style="list-style-type: none"> 1 電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは 20mを超えないこと。 1 電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 1 大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	勧告対象								
外 観	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 1 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 1 大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 	勧告対象								
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観と調和した色彩とすること。 1 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 1 外観のベースカラーの色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 1 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	2 以下	0.1YR～5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	変更（原状回復） 命令対象
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	2 以下									
0.1YR～5Y	4 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 1 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 	勧告対象								

	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 当該行為に係る敷地面積が1,000㎡以上にあつては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の3%以上を緑化すること。 ┆ 幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。 ┆ 緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。 ┆ 建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 	勧告対象
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(土石の採取及び鉋物の掘採を除く。)	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 長大なのり面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ┆ 既存の自然地形をいかし、周辺の地形と調和させること。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 	勧告対象
土石の採取、鉋物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ┆ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 沿道景観形成区域にあつては、道路等に敷地が接する場合には、その境界から20m以上後退すること。 	勧告対象

	遮へい	<p>Ⅰ 展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。</p> <p>Ⅰ 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="568 421 1034 611"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	勧告対象
有彩色の色相	彩度										
0.1R~10R	2以下										
0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<p>Ⅰ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</p> <p>のり面は、緑化可能な勾配とすること。</p> <p>護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	勧告対象								
特定照明	方法	<p>Ⅰ 特定の対象物を照射するものであること。</p> <p>Ⅰ 対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</p>	勧告対象								

別表 4

弓ヶ浜景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 景観形成上重要な山、海岸、河川等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。 Ⅰ 道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 Ⅰ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 Ⅰ 植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 Ⅰ 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物等（住宅等及び沿道広告等を除く。）の敷地が国道 431 号に接する場合は、その境界から 5m 以上後退した位置とし、敷地の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 Ⅰ 住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 Ⅰ 住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 5m 以上離れた位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 Ⅰ 電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	勧告対象
	外観	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物等は、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 Ⅰ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 Ⅰ 大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 	勧告対象

	色 彩	<p> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 外観のベースカラーの色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 </p> <table border="1" data-bbox="568 557 1034 750"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p> 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 </p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	変更（原状回復）命令対象
有彩色の色相	彩度										
0.1R～10R	2以下										
0.1YR～5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
	素 材	<p> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 </p>	勧告対象								
	緑 化	<p> 当該行為に係る敷地面積が1,000㎡以上にあつては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の3%以上を緑化すること。 緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。 建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 </p>	勧告対象								
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉋物の掘採を除く。）	変更後の形状	<p> 長大なのり面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 既存の自然地形をいかし、周辺の地形と調和させること。 </p>	勧告対象								
	緑 化	<p> のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 </p>	勧告対象								

土石の採取 又は鉋物の 掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 	勧告対象								
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 	勧告対象								
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象								
木竹の伐採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。 	勧告対象								
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 ┆ 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	勧告対象
有彩色の色相	彩度										
0.1R~10R	2以下										
0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <li style="padding-left: 20px;">のり面は、緑化可能な勾配とすること。 <li style="padding-left: 20px;">護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象								
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ┆ 特定の対象物を照射するものであること。 ┆ 対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象								

別表5

旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 景観形成上重要な山、海岸、河川、歴史的資産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。 Ⅰ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 Ⅰ 植栽については、周辺の景観と調和したものとする Ⅰ 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物の道路に面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面に揃えること。 Ⅰ 工作物の敷地が道路、公園等の公共の場所(以下「道路等」という。)に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 Ⅰ 建築物等を後退させる場合には、門、塀、生け垣等を設置し、街並みの連続性を損なわないよう Ⅰ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物は、原則として2階建て以下とするとともに、3階建て以上とする場合には、道路に面する3階以上の部分の壁面を後退させて街並みの連続性を損なわないようにすること。 	勧告対象
	外観	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 建築物等は、背景となる大山及びに中海、旧加茂川、歴史的資産、街並み等の周辺の景観と調和するものとし、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。 Ⅰ 複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること 	勧告対象

	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋根は、原則として和風勾配屋根とすること。 1 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠若しくは遮へい物等による修景を行うこと。 1 大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 									
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観と調和した色彩とすること。 1 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 1 外観のベースカラーの色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 1 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 1 自動販売機については、ベースカラーの色彩を周辺の景観との調和に配慮し無彩色又は茶色系とすること。ただし、遮へい物等による修景を行う場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	変更（原状回復） 命令対象
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	4以下									
0.1YR～5Y	6以下									
上記以外の色相	2以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 1 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 	勧告対象								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 1 当該行為に係る敷地面積が1,000㎡以上にあつては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の3%以上を緑化すること。 1 緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。 1 建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 	勧告対象								

開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	変更後の形状	<p>Ⅰ 長大なのり面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</p> <p>のり面は、緑化可能な勾配とすること。</p> <p>擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> <p>Ⅱ 既存の自然地形をいかし、周辺の地形と調和させること。</p>	勧告対象								
	緑化	Ⅰ のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象								
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<p>Ⅰ 展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</p> <p>Ⅱ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</p> <p>のり面は、緑化可能な勾配とすること。</p> <p>擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	勧告対象								
	遮へい	Ⅰ 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。	勧告対象								
	緑化	Ⅰ 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象								
木竹の伐採	方法	Ⅰ 既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。	勧告対象								
	緑化	Ⅰ 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮へい	<p>Ⅰ 展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。</p> <p>Ⅱ 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="566 1585 1034 1776"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	勧告対象
		有彩色の色相	彩度								
0.1R~10R	4以下										
0.1YR~5Y	6以下										
上記以外の色相	2以下										
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<p>Ⅰ 長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</p> <p>のり面は、緑化可能な勾配とすること。</p> <p>護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	勧告対象								

特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> 特定の対象物を照射するものであること。 対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象
------	-----	---	------